

訪問看護重要事項説明書

1 事業の目的

Common 株式会社が開設する「コモン訪問看護ステーション五日市」が行う、指定訪問看護事業の適切な運営を確保するために、人員及び運営管理に関する事項を定め、訪問看護ステーションの訪問看護従業者が要介護状態にある高齢者に対し、訪問看護サービスを提供することを目的とします。

2 運営の方針

訪問看護ステーションの訪問看護従業者は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように、利用者の療養生活を支援し、利用者の心身機能の状態に応じた適切なサービスを提供します。

事業の実施にあたっては、関係市町、地域包括支援センター、保健所及び近隣の他の保健・医療又は福祉サービスを提供する事業所等と綿密な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

3 指定訪問看護サービスを提供する法人の概要

| | |
|-------|------------------------------------|
| 法人名 | Common 株式会社 |
| 代表者氏名 | 代表取締役 松永 眞樹 |
| 本社所在地 | 広島県広島市西区庚午中四丁目 15 番 35 号 |
| 連絡先 | 電話 (082)554-5210 FAX (082)554-5215 |

4 利用者へのサービスを提供する事業所の概要

| | |
|-----------|------------------------------------|
| 事業所名 | コモン訪問看護ステーション五日市 |
| 介護保険事業所番号 | 広島市指定 3460291747 |
| 事業所所在地 | 広島県広島市佐伯区五日市中央二丁目 10 番 2 号 |
| 連絡先 | 電話 (082)533-7134 FAX (082)533-7135 |
| 管理者 | 梅田 真由美 |
| サービス提供地域 | 広島市、廿日市市 |

5 サービスの内容

当事業所で提供するサービスは以下の通りで、利用者個々の「訪問看護計画」に基づいてサービスを提供します。

- ① 病状・障害の観察
- ② 清拭・洗髪等による清潔の保持
- ③ 食事及び排せつ等日常生活のお世話

- ④ 床ずれの予防・処置
- ⑤ リハビリテーション
- ⑥ ターミナルケア
- ⑦ 認知症患者の看護
- ⑧ 療養生活や介護方法の指導
- ⑨ カテーテル等の管理
- ⑩ その他医師の指示による医療処置

6 営業日及び営業時間

| | | |
|----------|------------|-------------|
| 営業日 | 月曜日～金曜日 | 土曜日・日曜日・祝祭日 |
| サービス提供時間 | 9:00～18:00 | 休み |

※年末年始(12月30日～1月3日)は「休み」となっております。

7 事業所の職員体制

| 職種 | 資格 | 職務内容 | 人員数 |
|-------|-------|-------------------|--------------------|
| 管理者 | 看護師 | 従業者管理及び業務管理 | 1名 (常勤1名) |
| 看護職員 | 看護師 | 訪問看護計画の作成、サービスの提供 | 3名 (常勤2名、非常勤1名) |
| 理学療法士 | 理学療法士 | サービスの提供 | 2名 (常勤2名) |

8 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

「訪問看護計画」作成と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

「訪問看護契約書」の第9条のとおりとします。

9 サービス利用料金等

(1) 利用料金

介護保険からの給付サービスを利用する場合、利用者のご負担額は、介護保険負担割合証の負担割合に応じた金額となります。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス料金は、全額自己負担となります。単位や金額については、別紙「利用料一覧」によるものとします。

(2)交通費

前記 4 の「サービス提供地域」にお住まいの利用者の場合は無料となります。ただし、それ以外の地域にお住まいの方は別途交通費の実費(1 キロメートルあたり 20 円)が必要となります。

10 サービス利用のキャンセル

指定訪問看護サービスの利用のキャンセルについては、ご利用日の前日までにご連絡をいただいた場合、利用料等を負担する必要がありません。

なお、ご利用日に看護職員が訪問した際に、ご不在の場合は、現場キャンセルとなります。事業者は利用者に対して、ご利用料の 50%を請求させていただきます。

11 お支払い方法

(1)お支払いは、毎月中旬頃に前月分をご請求いたします。自動引き落としの方については、原則 26 日(26 日が土日祝の場合は、翌営業日)の引き落としとなります。集金の方については、月末までに集金させていただきます。

お支払い方法:①自動引き落とし ②集金

(2)上記の利用料負担金は、「法定代理受領(現物給付)」の場合について記載しています。「償還払い」となる場合には、一旦利用者が利用料(10 割)を支払い、その後市町に対して、利用者が保険給付分(9 割、8 割若しくは 7 割)を請求することになります。

12 緊急時における対応

(1)対応方針

緊急事態が発生した場合は、利用者の救命及び安全確保を最優先にしつつ、医療機関や関係者との連携をとりながら、迅速且つ的確に対応します。

(2)対応方法

サービスの提供中に容態の変化等、緊急の事態が発生した場合は、速やかに利用者の主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

13 事故発生時の対応

事業者が利用者に対して行う訪問看護サービスの提供により、事故が発生した場合には、速やかに利用者の親族・市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、事業所が利用者に対して行った訪問看護サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

14 秘密の保持

事業者は、業務上知り得た利用者及びその家族に関する秘密及び個人情報について、利用者又は第三者の生活又は身体に危険がある場合等正当な理由がある場合を除いて、契約期間中及び契約終了後においても第三者に漏らすことはありません。

15 虐待防止に関する事項について

事業者は、利用者等の人権擁護・虐待防止のため、次に掲げる通り必要な措置を講ずるものとします。

① 虐待防止に関する責任者の選定

虐待防止に関する責任者： 管理者 梅田 真由美

② 苦情解決体制の整備

③ 従業者の人権意識の向上及び知識の向上を図るための研修等の実施

16 訪問看護師の禁止行為

訪問看護師は、利用者に対するサービスの提供にあたって、次に掲げる行為を行いません。

- ① 利用者若しくはその親族からの金銭又は物品の授受
- ② 利用者の親族に対するサービスの提供
- ③ 飲酒及び喫煙
- ④ 利用者若しくはその親族に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
- ⑤ その他利用者若しくはその親族に行う迷惑行為

17 相談窓口、苦情対応

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

◆ 相談・苦情窓口 ◆

| | |
|------------------|---------------|
| 広島市役所介護保険課 | (082)504-2183 |
| 国民健康保険団体連合会介護保険課 | (082)554-0783 |
| 佐伯区役所厚生部福祉課高齢介護係 | (082)943-9730 |

コモン訪問看護ステーション五日市 管理者:梅田 真由美
電話番号 (082)533-7134 受付時間 9:00~18:00

※営業時間外の電話は、携帯電話への転送で対応しております。

18 提供するサービスの第三者評価の実施状況について

| | |
|-----------|----|
| 実施の有無 | なし |
| 評価結果の開示状況 | なし |

《説明確認欄》

指定訪問看護サービス契約の締結にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明いたしました。

(事業者) 事業所名: コモン訪問看護ステーション五日市

住 所: 広島市佐伯区五日市中央二丁目 10 番 2 号

説 明 者: 印

私は、契約書及び本書面により、事業者から訪問看護サービスにおける重要な事項について説明を受け、同意しました。

令和 6 年 月 日

(利用者) 住 所 _____

氏 名 _____ 印

(代理人) 住 所 _____

氏 名 _____ 印